

別 添

平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害

**生活再建支援対策等の実施状況**

平成19年2月13日調べ

# 支援内容一覧

- 1 災害救助法の適用について（社会福祉課）
- 2 被災者生活再建支援法の適用について（社会福祉課）
- 3 災害弔慰金の支給について（社会福祉課）
- 4 災害障害見舞金の支給について（社会福祉課）
- 5 住家災害見舞金の支給について（社会福祉課）
- 6 災害援護資金について（社会福祉課）
- 7 被災者生活支援金の支給について（社会福祉課，商工政策課）
- 8 県税の減免・期限の延長等について（税務課）
- 9 県立高校授業料の減免について（教育庁総務福利課）
- 10 私立高校授業料の軽減補助について（学事法制課）
- 11 「鹿児島県育英財団奨学金」について（教育庁総務福利課）
- 12 義務教育教科書の再給与について（教育庁総務福利課）
- 13 特殊教育就学奨励制度について（教育庁義務教育課）
- 14 メンタルケアの相談窓口について（障害福祉課）
- 15 豪雨災害に便乗した悪質商法について（消費生活センター）
- 16 感染予防と消毒等について（健康増進課，生活衛生課）
- 17 被災農家への資金の貸付について（農業経済課）
- 18 園芸産地復旧対策について（農産園芸課）
- 19 木材産業振興資金について（林務水産課）
- 20 林業及び漁業制度資金について（林務水産課）
- 21 『緊急災害対策資金』の保証料免除について（経営金融課）
- 22 金融相談窓口について（経営金融課）
- 23 『緊急経営対策資金』について（経営金融課）
- 24 災害復旧に係る資金への利子の補助について（経営金融課）
- 25 県中小企業融資制度における保証人要件の緩和について（経営金融課）
- 26 被災住宅応急修理制度について（住宅政策室）
- 27 応急仮設住宅の供与について（社会福祉課）
- 28 県営住宅の一時的な提供について（住宅政策室）
- 29 県職員住宅，教職員住宅の一時的な提供について  
（職員厚生課，財産管理課，教育庁総務福利課）

## 1 災害救助法の適用について（社会福祉課）

### <内 容>

今回の大雨により被害を受けた地域に災害救助法を適用

適用地域

出水市，大口市，薩摩川内市，さつま町，菱刈町，湧水町

適用年月日

平成 18 年 7 月 22 日

事務の委任

災害救助法に基づく救助の実施について，適用地域の市町長に委任

負担割合

県：10 / 10（うち 1 / 2 は国負担）

### <現在までの状況>

災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 避難所の設置
- (2) 災害にかかった者の救出
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 障害物の除去
- (6) 被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅利用）の供与

救助の実施に要した費用については，各市町の精算結果により厚生労働省の精算監査を受検した。

### <今後の見込み>

厚生労働省との調整結果により額を確定し，市町からの災害救助費県負担金申請に基づき，災害救助費負担金として県が負担する。

## 2 被災者生活再建支援法の適用について（社会福祉課）

### <内 容>

今回の大雨により被害を受けた以下地域に被災者生活再建支援法を適用

- 適用地域  
県下全域
- 適用年月日  
平成18年7月22日
- 支援法適用基準  
被災者生活再建支援法施行令第1条第3号
- 支給限度額  
全壊世帯 最高300万円  
大規模半壊世帯 最高100万円

### <現在までの状況>

- 被災者生活再建支援金の申請・支給状況 (19/2/5現在)

区 分	申 請		うち支給済み	
	世帯数	金 額(円)	世帯数	金 額(円)
阿久根市	1	500,000	1	500,000
出水市	4	9,325,000	4	9,325,000
大口市	5	8,776,900	5	8,776,900
薩摩川内市	10	10,815,000	10	10,815,000
霧島市	1	500,000	1	500,000
さつま町	168	168,406,040	166	164,010,040
菱刈町	4	6,604,779	4	6,604,779
湧水町				
計	193	204,927,719	191	200,531,719

### <今後の見込み>

- 今後、申請見込み世帯

出水市	大口市	薩摩川内市	さつま町	計
4	4	1	27	36

### 3 災害弔慰金の支給について（社会福祉課）

#### <内 容>

災害により死亡された方の遺族に対して弔慰金を支給

（市町村が条例に基づき遺族に対して弔慰金を支給し、その一部を県が負担する）

□ 支給額

主たる生計維持者の場合 500万円以内

その他の場合 250万円以内

□ 負担割合

県：3/4（うち2/4は国負担），市町村：1/4

#### <現在までの状況>

（市町村別内訳）

（単位：千円）

市町村名	生計維持者	その他の者	計	支給額	国県負担額
薩摩川内市	1		1	5,000 × 1名 = 5,000	3,750
大口市		2	2	2,500 × 2名 = 5,000	3,750
さつま町	1		1	5,000 × 1名 = 5,000	3,750
菱刈町		1	1	2,500 × 1名 = 2,500	1,875
（計）	2	3	5	17,500	13,125

遺族に対する市町村からの災害弔慰金については、支給済み

国県負担額（災害弔慰金等県負担金）については、該当市町に対して交付済み

## 4 災害障害見舞金の支給について（社会福祉課）

### <内 容>

災害により負傷し，又は疾病にかかり治ったときに，精神又は身体に障害がある方  
に対して見舞金を支給

（市町村が条例に基づき遺族に対して弔慰金を支給し，その一部を県が負担する）

#### 支給額

主たる生計維持者の場合 250万円以内

その他の場合 125万円以内

#### 負担割合

県：3／4（うち2／4は国負担），市町村：1／4

### <現在までの状況>

今回の北部豪雨災害については，現在のところ市町から支給対象者の報告はない

## 5 住家災害見舞金の支給について（社会福祉課）

### <内 容>

災害により現に居住している住家が全壊，流出又は埋没した世帯の世帯主に対して見舞金を支給

□ 支給額

1世帯当たり10万円

□ 負担割合

県：10／10

### <現在までの状況>

（市町村別内訳）

（金額単位：千円）

市町村名	支給対象		支給済	
	世帯数	支給額	世帯数	支給額
出水市	3	300	3	300
大口市	6	600	6	600
薩摩川内市	8	800	8	800
さつま町	214	21,400	213	21,300
菱刈町	3	300	3	300
阿久根市	2	200	2	200
霧島市	1	100	1	100
（計）	237	23,700	236	23,600

北薩福祉事務所，始良福祉事務所等を通じて支給対象全世帯に支給完了

## 6 災害援護資金について（社会福祉課）

### <内 容>

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金の貸付

（市町村が貸付条例に基づき被災者へ資金を貸付，その原資の全額を県が無利子で貸し付ける）

貸付内容

利 率 3%

限度額 350万円

償還期間 10年（うち据置3年）

負担割合

県：10／10（うち2／3は国負担）

### <現在までの状況>

（市町村別内訳）

（単位：千円）

市町村名	貸付の状況	
	件数	貸付額
出水市	8	16,100
大口市	1	1,700
薩摩川内市	3	4,200
さつま町	2	3,500
湧水町	6	8,550
（計）	20	34,050

### <今後の見込み>

市町からの貸付申請に基づき，貸付原資の全額を無利子で貸し付ける



## 7 被災者生活支援金の支給について（社会福祉課，商工政策課）

### <内 容>

大規模な災害で床上浸水以上の被害を受けられた世帯及び小規模事業者に対して、被災者生活支援金を支給

#### □ 制度の概要

① 対象市町村	被災者生活再建支援法が適用された市町村	
	上記と同一の災害で被害を受けた市町村	
② 対象世帯等	全壊，半壊，床上浸水の住宅被害を受けた世帯 （被災者生活再建支援法にいう年収800万円以下）	（注） 被災者生活再建支援法に基づく支援金（支給限度額は，最高300万円）の支給対象となる世帯は除く。 住宅被害で支給対象となった場合は，店舗等被害での支給対象からは除く。
	店舗等が上記と同等の被害を受け，一定の要件を満たす小規模事業者	
③ 支給限度額	1世帯（1事業者）当たり20万円	

### <現在までの状況>

#### □ 被災者生活支援金の支給状況（単位：千円，12/15現在）

区 分	住家被害		小規模事業者		計		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
阿久根市	14	2,800	5	1,000	19	3,800	確定
出水市	483	96,600	99	19,800	582	116,400	
大口市	167	33,400	14	2,800	181	36,200	
薩摩川内市	90	18,000	15	3,000	105	21,000	
霧島市	2	400	1	200	3	600	確定
さつま町	368	73,600	64	12,800	432	86,400	
菱刈町	107	21,400	4	800	111	22,200	確定
湧水町	274	54,800	35	7,000	309	61,800	
計	1,505	301,000	237	47,400	1,742	348,400	

### <今後の見込み>

2月中に支給実績確定予定

## 8 県税の減免・期限の延長等について（税務課）

### <内 容>

被災者への県税（個人事業税，自動車税，不動産取得税，産業廃棄物税，個人県民税）の減免、納期限延長等の措置

### <現在までの状況>

（平成 19 年 1 月 31 日現在）

	相談件数 (人)	納期限延長 (件)	申告期限延長 (件)	減 免 (件) (円)	納 税 証 明 書 (枚) 災害関連無料分
法人二税			4	-----	5
個人事業税	1 3	9 7 7		6 338,700	
不動産取得税	2 4			2 1 1,517,400	
ゴルフ場利用税				-----	
軽油引取税				-----	
産業廃棄物税	1			-----	
自動車税	1 7 9			8 4 472,500	7
県たばこ税			1	-----	
県税未納無証明書					3
計	2 1 7	9 7 7	5	1 1 1 2,328,600	1 5

## 9 県立高校授業料の減免について（教育庁総務福利課）

### <内 容>

生徒の保護者が災害（家屋の倒壊，床上浸水等）を受け，生計に重大な支障を生じたと認めるときは，授業料を減額又は免除

### <現在までの状況>

学 校 数	16校
申請者数	49名（42世帯）
承認者数	49名（全免4名，半免45名）

（平成19年 1月31日現在）

### <今後の見込み>

学校を通じて申請受付中

## 10 私立高校授業料の軽減補助について（学事法制課）

### <内 容>

私立高校に通う生徒の保護者が災害（家屋の倒壊，床上浸水等）を受け，生計に重大な支障を生じたと学校法人が認め，授業料を減額又は免除した場合の学校法人への補助

### <現在までの状況>

学 校 数	8校（8学校法人）
申請者数	13名
区 分	全額（9,600円）2名 半額（4,800円）11名

（平成19年 1月31日現在）

### <今後の見込み>

学校法人からの申請受付中

## 1 1 「鹿児島県育英財団奨学金」について（教育庁総務福利課）

### <内 容>

- 災害を受けた生徒に対する奨学金の貸与制度

災害を受けた世帯に属しており，高等学校，専修学校（高等課程），盲・聾・養護学校の高等部に在学している者への奨学金の貸与

- 災害を受けた方に対する奨学金の返還猶予制度

災害により奨学金の返還が困難になった場合の奨学金の返還猶予

### <現在までの状況>

（平成19年2月8日現在）

- 奨学金貸与者 1名
- 返還猶予者 なし

### <今後の見込み>

今後の奨学金貸与及び返還猶予の申込は不明であるが，申請があった場合には早急に対応したい。

## 1.2 義務教育教科書の再給与について（教育庁義務教育課）

### <内 容>

災害救助法が適用された災害により、教科書を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、学用品・文房具と同様に、災害救助法に基づき給与

### <現在までの状況>

平成18年9月1日現在において補給完了

#### 平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害により補給された教科書数

(9月1日現在) (単位:冊)

市町村名	小学校用	中学校用	高等学校用	盲・聾・養護学校用	合計
出水市	79	52	43	0	174
大口市	51	36	6	0	93
薩摩川内市	23	27	26	0	76
さつま町	296	226	165	0	687
菱刈町	4	15	0	0	19
湧水町	33	65	71	0	169
計	486	421	311	0	1,218

### 13 特殊教育就学奨励制度について（教育庁義務教育課）

#### <内 容>

災害により盲・聾・養護学校に在籍する児童・生徒の学用品等が滅失し、災害救助法に基づき給与で補完できない部分を補てん

#### <現在までの状況>

北部豪雨災害に被災し、学用品等の再支給が必要な事例は発生しなかった。

#### <今後の見込み>

今後、再支給が必要な事例が発生した場合は、特殊教育就学奨励制度の趣旨に従い速やかに支給する。

## 14 メンタルケアの相談窓口について（障害福祉課）

### <内 容>

#### □ 鹿児島県北部豪雨災害にかかるメンタルケアの相談窓口を設置

豪雨災害に遭遇した方の中には、精神的な不安等のトラウマ（心的外傷）や、その結果として生じる PTSD（心的外傷後ストレス障害）が生じる可能性があり、そのような悩みをお持ちの方を対象とした電話相談窓口を開設

### <現在までの状況>

- ・ 県民からの相談 3件（不眠，医療費等の相談）
- ・ 保健所からの相談 3件（カウンセラー派遣等の相談）

相談内容により，制度説明や関係機関の紹介等を行った。

### <今後の見込み>

9月に受けた相談を最後に，7月の豪雨災害に起因する相談は寄せられていない。



## 15 豪雨災害に便乗した悪質商法について（消費生活センター）

### <内 容>

#### 豪雨災害に便乗した悪質商法への注意喚起

これまでの災害時に全国の消費生活センターに寄せられた相談事例をみると、被災した家屋等の修繕や点検などに関連するトラブルが発生しており、注意を喚起。

### <現在までの状況>

豪雨災害に便乗した悪徳商法については、消費生活センターのホームページ及び消費生活センターニュース「マイライフかごしま」により注意を喚起した。

なお、消費生活センターに寄せられた相談内容と対応は次のとおりである。

豪雨災害に便乗し、ボランティアと称して床下及び壁を点検し、床下調湿シートと壁補修の契約をさせられたとする相談が出水市の消費生活相談窓口から1件寄せられ、その対応について助言した。

その他、豪雨災害に起因する以下の7件の相談が寄せられ、助言・関係機関の紹介を行った。

- ・災害のために参加できなくなった旅行のキャンセル料について
- ・関係書類が流されてしまった借金について
- ・住宅の雨漏りについて（欠陥住宅について）
- ・冠水した自動車の損害保険について
- ・被災者の生活再建のための制度について
- ・被災者への身に覚えのない借金の取り立てについて
- ・水害見舞いのお返しについて

### <今後の見込み>

9月に受けた相談を最後に、7月の豪雨災害に起因する相談は寄せられていない。

## 16 感染予防と消毒等について（健康増進課，生活衛生課）

### <内 容>

災害時及び一類，二類感染症又は三類感染症の患者発生時に感染症の発生を予防し，又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときに県知事の指示を受けて市町村が実施した感染症の病原体に汚染された場所の消毒等に要した経費を負担することにより，防疫体制を整備し，感染症の発生予防及びまん延防止を図り，もって公衆衛生の向上及び増進に資する。

### <現在までの状況>

感染症予防事業費県負担金は，事業年度を1月から12月までとしているが，本年9月19日付けで調査を行ったところ，次のとおり申請があった。

(単位：円)

市町村名	総事業費	負担金交付 申請額	原 因
阿久根市	74,985	49,990	7月22日 県北部豪雨
出水市	1,014,094	676,062	7月22日 県北部豪雨
大口市	507,647	338,431	7月22日 県北部豪雨
垂水市	62,991	41,994	7月5日 豪雨
薩摩川内市	275,066	183,377	7月22日 県北部豪雨
霧島市	985,350	656,900	6月24日 豪雨 7月22日 県北部豪雨
志布志市	65,095	43,263	7月5日 豪雨
さつま町	1,762,000	1,174,666	7月22日 県北部豪雨
長島町	72,041	48,027	7月22日 県北部豪雨
菱刈町	147,330	98,220	7月22日 県北部豪雨
湧水町	992,675	661,783	7月22日 県北部豪雨
南大隅町	16,100	8,366	9月17日 台風13号
計	5,975,374	3,981,079	

### <今後の見込み>

県北部豪雨関連消毒は終了しているが，それに対する負担金は，国への補助金交付申請・交付決定後，関係市町村に対する交付決定，支払等を行う。

## 17 被災農家への資金の貸付について（農業経済課）

### <内 容>

被災農家に農業用施設の復旧などに活用できる資金を貸付

農業近代化資金の需要の増大に対応するため、県の「生活再建支援対策」により、農業近代化資金の融資枠を拡大し、災害復旧に係る貸付対象者を認定農業者以外の被災農業者まで拡充

### <現在までの状況>

平成19年1月末現在の融資相談は、42件155,600千円となっており、うち農業近代化資金が8件37,840千円となっている。

県北部豪雨災害に係る融資相談状況(平成19年1月末現在)

	融資相談		融資実行	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
全 体	42	155,600	26	84,560
うち近代化資金	8	37,840	2	9,300

### <今後の見込み>

今後、融資相談はほとんどないと思われる。

相談・申込みがあった場合は適宜対応する。

## 18 園芸産地復旧対策について（農産園芸課）

### <内 容>

共済制度の対象外の園芸品目の被害に対し、農業資材の導入やハウス等園芸施設の復旧などを支援

#### □ 支援内容等

支援内容	負担割合
(1) 被害を受けた園芸施設の復旧	国 1 / 2, 営農集団等 1 / 2
(2) 地力回復のための土壌改良資材の導入	県 1 / 2, 営農集団等 1 / 2
(3) 園芸施設の復旧のための鋼材, 部品等の 温室用資材の導入	
(4) 被災後の植栽のための種苗, 苗木の導入	

### <現在までの状況>

平成19年1月末現在、きんかんの苗木や農地の復旧を要するハウス施設の修繕など一部の事業を除き、ハウス施設や暖房機などの付帯施設の復旧は完了している。

#### ○実施内容

実施市町村	5市4町
実施主体	7事業主体
受益戸数	63戸
総事業費	70,071千円

### <今後の見込み>

未着工事業についても、平成19年3月に導入予定で、本年度中に事業完了予定。

## 19 木材産業振興資金について（林務水産課）

### <内 容>

木材産業の経営の安定化を図るために必要な資金を貸付

（原木・素材の購入費用などの運転資金です。）

#### □ 概 要

利 率 1.96%

限 度 額 木材業 1,000万円 ・ 製材業 2,000万円

償還期間 1年

### <現在までの状況>

相談件数0件，申し込み件数0件

### <今後の見込み>

今後，相談・申し込みがある可能性は低いと思われる。

相談・申し込みがあった場合は適宜対応する。

## 20 林業及び漁業制度資金について（林務水産課）

### <内 容>

林業用施設及び漁業用施設の被害の復旧や災害に伴う経営再建などに活用できる資金の貸付

### <現在までの状況>

[林業] 相談件数0件, 申し込み件数0件

[漁業] 相談件数0件, 申し込み件数0件

### <今後の見込み>

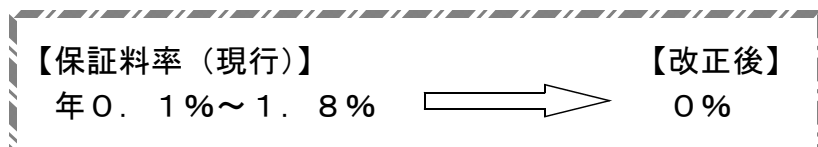
今後, 相談・申し込みがある可能性は低いと思われる。

相談・申し込みがあった場合は適宜対応する。

## 2.1 『緊急災害対策資金』の保証料免除について（経営金融課）

### <内 容>

県中小企業融資制度「緊急災害対策資金」に係る信用保証料について、経営状況を加味した段階別保証料率が一律0%となるよう、県の保証料補助を拡充



#### □ 緊急災害対策資金の概要

融 資 対 象	(1) 激甚災害法，災害救助法，被災者生活再建支援法の適用災害により被災した中小企業者等 (2) 知事特認災害により被災した中小企業者等
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	運転設備資金：2,000万円 設備資金：3,000万円
融 資 期 間	運転設備資金：7年以内(据置24月) 設 備 資 金：10年以内(据置36月)
融 資 利 率	年1.9%～2.7%
保 証 料 率	融資対象の(1) 年0% 融資対象の(2) 年0.1%～1.8%

### <現在までの状況>

- 平成18年10月31日付けで鹿児島県中小企業制度資金融資要綱改正7月20日遡及適用
- 融資実績（平成19年1月31日現在融資実行ベース）  
件数：85件 融資金額：581,379千円
- 緊急災害対策資金の取扱いは、平成19年1月23日で終了

### <今後の見込み>

- 1月24日以降については、他の制度資金の利用となる。

## 2 2 金融相談窓口について（経営金融課）

### <内 容>

鹿児島県北部豪雨災害による被災中小企業者を対象とした金融相談窓口を設置し、被災中小企業者からの問い合わせに対応

### <現在までの状況>

- 7月23日，課内に特別相談窓口を設置
- 8月10，11日にさつま町，22日に湧水町で被災商工業者特別相談室を実施
- 相談件数30件（平成19年1月31日現在）

### <今後の見込み>

- 今後，相談はほとんどないと思われる。
- 相談があった場合は適宜対応する。



## 23 『緊急経営対策資金』について（経営金融課）

### <内 容>

被災中小企業者に対する経営安定，事業再建のための資金の貸付

（※国のセーフティネット保証制度に対応）

#### □ 概 要

利 率 「緊急災害対策資金」に同じ

限 度 額 「緊急災害対策資金」に同じ

償還期間 「緊急災害対策資金」に同じ

保証料率 0.65%

### <現在までの状況>

□ 市町村，商工団体，保証機関，金融機関に対して，緊急経営対策資金が利用できることを通知したほか，県庁ホームページに資金概要を掲載。

□ 資金の利用実績（19年1月31日現在）

災害に係る実績なし。

### <今後の見込み>

□ 相談・申し込みがあった場合は適宜対応する。

## 24 災害復旧に係る資金への利子の補助について（経営金融課）

### <内 容>

中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について，市町村を通じ，融資額に応じた段階的な利子補助を実施

#### □ 制度概要

融資額	補助率
200万円以下	年 1.80%
200万円超 600万円以下	年 1.35%
600万円超 1500万円以下	年 0.90%

※補助期間：5年間

※借入額1,500万円超については  
1,500万円以内に限り補助対象  
となる。

### <現在までの状況>

- 平成18年9月6日，今回の被災市町（5市3町）に対して説明会を実施  
（阿久根市，出水市，大口市，薩摩川内市，霧島市，さつま町，菱刈町，湧水町）
- 平成18年11月14日，県内全市町村を対象に説明会を実施
- 平成19年2月5日，中小企業者から市町村への利子補助金交付申請を締め切り
- 災害復旧資金の利用状況（平成19年1月31日現在）

区 分	申 込		融資実行	
	件数	金額	件数	金額
県緊急災害対策資金	99	699,690	85	581,379
政 府 系 資 金	74	768,300	66	598,000
市 町 村 制 度 資 金	52	428,500	41	355,800
合 計	225	1,896,490	192	1,535,179

### <今後の見込み>

- 市町村から県への補助金交付申請の期限は，平成19年3月10日。

## 25 県中小企業融資制度における保証人要件の緩和について (経営金融課)

### <内 容>

県中小企業融資制度については、一部資金を除いて連帯保証人を徴求しているが、今回の災害による市町村の被災証明を受けた被災中小企業者に限り、原則第三者保証人を徴求しない特例措置を実施

【連帯保証人（現行）】		【改正後】
個 人：1人以上	⇒	個 人：不要
会社・組合：代表者 + 1人以上		会社・組合：代表者

### <現在までの状況>

□ 平成18年10月31日付けで鹿児島県中小企業制度資金融資要綱改正

7月20日遡及適用

## 26 被災住宅応急修理制度について（社会福祉課，住宅政策室）

### <内 容>

災害救助法の適用された市町村において，住宅が半壊の被害を受け，破損箇所の修理により，日常生活を営むことができる場合に，被災者等の申請により，救助の実施について，県から委任を受けた市町長が応急修理を実施

### <現在までの状況>

（市町別内訳）

H18.11.20 現在

市町名	修理完了世帯数
出水市	209
大口市	97
薩摩川内市	50
さつま町	291
菱刈町	45
湧水町	167
（計）	859

### <今後の見込み>

市町からの災害救助費県負担金申請に基づき，被災住宅の応急修理にかかった費用の全額を災害救助費負担金として県が負担する。

## 27 応急仮設住宅の供与について（社会福祉課）

### <内 容>

住家が全壊し居住する住家がない被災者に対して，市町村が応急仮設住宅を供与

### <現在までの状況>

今回の北部豪雨災害については，プレハブ式の仮設住宅を建設し供与する方法の事例はなく，民間賃貸住宅を市町村が借り上げて被災者に供与する方法のみである。

（入居から2年間を限度とし，家賃・敷金・礼金等の全額を公費負担する）

### <内 容>

住家が全壊し居住する住家がない被災者に対して，市町村が応急仮設住宅を供与

### <現在までの状況>

今回の北部豪雨災害については，プレハブ式の仮設住宅を建設し供与する方法の事例はなく，民間賃貸住宅を市町村が借り上げて被災者に供与する方法のみである。

（入居から2年間を限度とし，家賃・敷金・礼金等の全額を公費負担する）

（市町村別内訳）H19.1.31 現在

（単位：世帯）

市町村名	供与実績	供与中	退去済み
薩摩川内市	2	1	1
さつま町	31	29	2
菱刈町	1	1	
（計）	34	31	3

### <今後の見込み>

市町村からの災害救助費県負担金申請に基づき，賃貸借契約により市町村が負担した家賃・敷金・礼金等の全額を災害救助費負担金として県が負担する。

## 28 県営住宅の一時的な提供について（住宅政策室）

### <内 容>

災害により住宅に居住できない被災者は、一定の条件により県営住宅に一時的に入居可能

#### □ 条件等

- (1) 期 間 3ヶ月（ただし、状況によっては、最長1年間の更新可能。）
- (2) 使用料 全額免除（更新は別途検討）ただし、光熱水費は入居者負担
- (3) 敷 金 不要

### <現在までの状況>

災害救助法適用市町等における一時提供の状況

（平成19年1月31日現在）

市 町 村		確保戸数	提供戸数（世帯員）	備 考
法 適 用 地 域	出 水 市	6	4（12）	全て退去済み
	薩摩川内市	7	1（2）	
	さつま町	1	1（2）	
	菱刈町	1	1（1）	
	湧水町	2	0（0）	
計		17	7（17）	
その他地域（除離島）		22	1（1）	12月1日から特定入居
合 計		39	8（18）	

※法適用地域のうち大口市内については、空家なし。

29 県職員住宅，教職員住宅の一時的な提供について  
(職員厚生課，財産管理課，教育庁総務福利課)

<内 容>

被災者に対して，現在，空家となっている県職員住宅や教職員住宅を提供

<現在までの状況>

職員住宅3戸を提供(うち2戸は退居済み。)

【平成19年2月6日現在】

提供した住宅(住所)	提供戸数	提供期間
瀬戸口公舎  (薩摩郡さつま町船木26-2)	2戸	H18.8.26~H18.12.20(退居済み)  H18.12.8~H19.3.7
宮之城高校教職員住宅  (薩摩郡さつま町宮之城屋地607-5)	1戸	H18.8.25~H18.11.7(退居済み)